

浜通り × Vol.10

さんじょうライフ



この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

“浜通り×さんじょう”交流イベント

総合福祉センターの交流ルーム『ひばり』オープニングイベントとして、7月2日（土）、“浜通り×さんじょう”交流イベントを開催！



「浪江焼きそば」のコーナーでは、長い行列ができ、お客様をだいぶお待たせするほど。

会場には、「浪江やきそば」「相馬きゅうり」「アイスまんじゅう」など浜通りの味のかずかず、そして三条からは、「三条カレーラーメン」「半羽から揚げ」などのお店や、出張「しみん朝市」のコーナーもあり、避難者の皆さんはもちろん、三条市の皆さん、そして、燕市からの皆さんで大いに賑わいました。



次ページへ続きます→



また、ステージでは、「鬼踊り」を皮切りに、「丸太早切り大会」「レンタル自転車の抽選会」、そして浜通りから「アイスマんじゅう早食い三条大会」などが行われました。



あそびに来ませんか？

総合福祉センター 交流ルーム『ひばり』

“ここに来ればつながれる”がコンセプト。

ふるさと福島の行政情報や三条のイベントなどを紹介しています。

おしゃべりをして過ごしたり、お仲間とサークルを作ってみたりしてはいかがでしょうか？



ひめさゆりカード

出かけるときは忘れずに！

三条市では、東日本大震災の影響により避難されている方の生活を支援する「ひめさゆりカード」により、市内協賛店で割引などの各種サービスの提供を行っています。

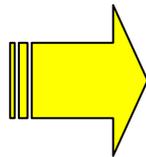
「ひめさゆりカード」を提示いただくと、次のサービスが受けられます。

- (1) ひめさゆりカード協賛店での割引など各種サービス
- (2) 図書館での図書等の貸し出し
- (3) 全ての公共施設の無料利用(市民プール、諸橋轍次記念館など)
- (4) 市内循環バス「ぐるっとさん」の運賃無料

- 現在の登録店舗とサービス内容は、
別紙「三条市避難者応援ひめさゆりカード 協賛店リスト」をご覧ください。

〔協賛店表示マーク〕

この表示が目印



地元のおすすめスポット紹介 第1弾

いい湯らてい

テレビ付きリクライニングシートで大好評!!

八木ヶ鼻温泉「いい湯らてい」は、6月17日に館内施設のリニューアルを行い、プライベートな時間をより快適に過ごして頂ける施設になりました。



ゆっくりとした時間を楽しんでもらうため地階の和室を整備して16インチのテレビ付きのリクライニングシート30台を整備し大好評を頂いています。

また、従来は男女兼用だった仮眠室を女性専用として整備し仮眠マットを25床設置することで、女性一人でも安心して利用できる空間として整備しました。

従来の男女兼用の仮眠室の機能も廃止することなくオープンスペースとして地階に整備したことから男性客やカップル等にご利用いただけます。

日帰り温泉施設としてワンランク上の安らぎがここにあります。是非、足を運んで頂きたいと思います。

交通案内

■無料シャトルバス ※毎週火曜日
(総合福祉センター ⇄ いい湯らてい)

総合福祉センター	9:30発
▼	
体育文化センター	9:48
▼	
いい湯らてい	10:36着

帰りの無料シャトルバスは15:30に発車します。

※月・金にも別コースで無料シャトルバスを運行中です。
くわしくは、お問い合わせください。

■総合福祉センターから車で約45分

●問い合わせ・・・

八木ヶ鼻温泉 いい湯らてい
〒955-0128 新潟県三条市南五百川16番地1
TEL: 0256-41-3011
FAX: 0256-41-3012

ご案内図 ACCESS MAP



南相馬市からのお知らせ

南相馬市応急仮設住宅の入居者募集について(三次募集)

7月1日HP掲載

●応急仮設住宅(三次)の申込みは締切りました

これに伴い、ゆめはっと特設会場は閉じさせていただきます。

なお、応急仮設住宅の申込受けは、南相馬市役所2階の建築住宅課、または鹿島区役所2階の鹿島区建設課で引続き随時受けを行います。

繰上げ入居選定者の発表は7月第2週を予定しております。

三次募集の入居選定者の発表は7月下旬を予定しております。

既に申込みをされている方の入居については、仮設住宅が完成し、入居受入準備が整い次第ご案内いたします。

●問い合わせ…

建設部建築住宅課 TEL: 0244-24-5253

鹿島区建設課 TEL: 0244-46-2116

介護保険サービス利用料の免除等について

7月1日HP更新

平成23年3月11日に発生いたしました、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者が利用したサービス利用料等について、免除の手続きを行うことができますのでお知らせいたします。

南相馬市では介護保険利用者負担額の免除基準を満たす介護保険被保険者の方に、本人様等からの申請により「介護保険利用者免除証明書」及び「介護保険施設等における食費・居住費減免認定書」を交付いたします。

本免除証明書等は、介護保険サービス等を利用される場合に御提示いただくと、証明書等に記載された有効期間において介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費・居住費が免除、減免を受けることができます。

① 利用料免除の対象者について

平成23年3月11日に南相馬市に住所を有する要介護者(要支援者)又は要介護者(要支援者)の属する世帯の生計を主として維持する者が、次のいずれかに該当したことにより生活が困難となった方。

(1) 住宅、家財若しくはその他の財産について著しい損害を受けた方(家屋の全壊及び大規模半壊は該当、半壊だけでは非該当)又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する方。

(2) 主たる生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した方。

(3) 主たる生計維持者の行方が不明である方。

(4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方。

(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方。

次ページへ続きます→

(6) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている方。

(7) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている方。

(8) 特定避難勧奨地点(原子力災害特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。)に居住しているため、避難を行なっている方。

(9) 結婚その他これに準ずる理由により上記の(1)～(8)の免除等を受ける世帯に属することとなった方。

② 利用料等の免除期間

(1) 利用者負担額の免除有効期間平成23年3月11日から平成24年2月29日までのうち

①(1)～(9)の被災基準が該当する期間。

(2) 食費・居住費の減免有効期間平成23年3月11日から平成23年8月31日までのうち

①(1)～(9)の被災基準が該当する期間。

(3) 利用者負担額等還付申請期間利用料免除証明書等に記載される2(1)～(2)各有効期間において、介護サービス等を利用された各月末から2年以内。

③ 申請書提出場所

・健康福祉部長寿福祉課介護保険係

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27 南相馬市役所東庁舎1階

TEL: 0244-24-5334

・鹿島区健康福祉課福祉係

〒979-2392 南相馬市鹿島区西町一丁目1 鹿島区役所1階

TEL: 0244-46-2114

※郵送での申請も可能ですが、各申請書中の「申請結果送付先等」の欄は必ず記入してください。

④ 添付書類等

(1) 利用者負担額の免除申請及び食費・居住費の減免申請される方で、①(1)の基準のうちの家屋の「全壊」、「大規模半壊」以外の事由、(2)～(5)、(8)、(9)の事由により申請される場合は各事由を証明する書類の添付が必要となります。

(2) 介護保険利用者負担額等の還付申請をされる方は、お支払いいただいた領収書等を添付してください。

⑤ その他

(1) 記載内容や添付書類に不足等がある場合は、確認のご連絡や書類を再提出いただく場合がありますので御了承ください。

(2) お支払いいただいた介護保険利用者負担額等の還付については、介護サービス提供事業者からの介護報酬請求明細等にて内容を確認する必要がありますので、申請受付から還付まで一定の時間を要しますのでご了承ください。

⑥ 申請書

ホームページからダウンロードしてください。

次ページへ続きます→

電話による安否確認

6月29日HP更新

●安否確認専用ダイヤル(8:30~17:15) ※土日祝祭日は行いません。

0244-23-2180

0244-23-2181

相馬野馬追の開催について

6月27日相馬野馬追執行委員HP

今年の相馬野馬追は、この度の激甚なる東日本大震災により当初開催が危ぶまれたため、相馬中村神社・相馬太田神社・相馬小高神社、宇多郷騎馬会・北郷騎馬会・中ノ郷騎馬会・小高郷騎馬会・標葉郷騎馬会と、この伝統ある馬事文化を継承していくために検討を重ねて参りました。

その結果、三社・五郷騎馬会をはじめ、日本中央競馬会や関係者の皆様のご協力を得ながら、本年においては、亡くなられた方の鎮魂を願い、更には相双地方の復興のシンボルとして、「東日本大震災復興 相馬三社野馬追」と称し実施することとなりました。

詳細については、下記の『行事スケジュール』をご覧ください。

なお、7月24日と25日の行事においては、東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロから30キロ圏内の緊急時避難準備区域である神社で実施することから、観覧を勧めるものではありません。

状況により制限を設ける場合もありますので、ご了承くださいたいと存じます。

平成23年度 相馬野馬追行事スケジュール(地区別)

23日 (問合先)	相馬市 (市観光物産課0244-37-2155)	原町区・鹿島区 (区産業化0244-46-2115)
8:30 9:30 11:00 11:40 12:00 12:40 13:00 16:00 17:00	出陣式(中村神社) 御発輿・お行列開始 (相馬市内~11時) お上がり(ジャスコ~中村神社) お上がりの式(中村神社)	副大将出陣式(副大将宅) 副大将北郷本陣に向かって出発 北郷本陣祭(北郷本陣) 総大将お迎え(北郷本陣) お行列開始(鹿島区内) ※北郷本陣=鹿島区JA前広場
24日 (問合先)	南相馬市原町区 (市観光交流課 0244-24-5263)	
11:00 11:30 12:00	列大祭斎行(太田神社) 直会(太田神社)	

次ページへ続きます→

25日 (問合先)	南相馬市小高区 (区産業課 0244-24-5232)
10:00	神事 (多珂神社の社務所と境内) 出陣式 (含、慰霊の礼螺) 上げ野馬神事 (社前テント内) 直会 (多珂神社) ※多珂神社：南相馬市原町区高字城ノ内 1 1 2

※時間は多少変更になることがあります。

浪江町からのお知らせ

内部被ばく検査(ホールボディカウンター)について

7月3日HP掲載

浪江町では、福島県から内部被ばく検査(ホールボディカウンター)に2000人の割り当てを受け、下記のとおり申請を受け付けています。

- **日時** 7月11日(月)、12日(火)、13日(水)、14日(木)、15日(金)
※日時は選べません。
- **場所** 茨城県東海村 日本原子力研究開発機構
- **募集人員** 1日あたり20人～30人
- **対象者** (次の全てに該当する方)
 - ・妊婦、0～3歳児の母親及び父親、4～5歳児
(平成17年4月2日生～平成19年4月1日生)
 - ・福島県内の方・・・検査場所まで福島県庁、浪江町役場二本松事務所からマイクロバスで行く方、及び自家用車で行く方
 - ・福島県外の方・・・検査場所まで、直接自家用車及び電車で行く方

※対象者には、申込書を郵送しています。
 ※付き添いの方1人までは、内部被ばく検査を受けることができます。
 ※特に3月11日以降、浪江町に長く滞在された方、津島地区に避難された方、20キロ圏内に長く滞在した方については、検査を受けることをお勧めします。
 ※小学生、中学生、高校生については、夏休みを利用して実施する予定です。

- **申込方法**
同封の申込書に必要事項を書き込み返送して下さい。後日、連絡します。

- **問い合わせ・・・**
浪江町コールセンター TEL: 03-5638-5055

次ページへ続きます→

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

6月30日HP更新

【一部負担金等の還付手続きについて】

国民健康保険及び後期高齢者医療保険にご加入の方で、震災以降に病院等の窓口で一部負担金等を支払った方は、還付請求することができます。

還付請求をされる方は、下記の方法で申請ください。

※還付申請書は、国民健康保険と後期高齢者医療保険で異なりますのでご注意ください。

●郵送で申請する場合

(1)「国民健康保険一部負担金等還付申請書(PDF)」及び「後期高齢者医療一部負担金等還付申請書(PDF)」を7月に発行する広報なみえといっしょに同封いたします。

記入例を参考に内容をご記入いただき、一部負担金等を支払った領収書の原本を添付して、下記までご郵送ください。(提出いただいた領収書は返却いたしませんのでご了承ください。)

《郵送先》

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1 福島県男女共生センター1階
浪江町役場二本松事務所 健康福祉班 国保年金係

(2)書類が届きましたら内容を審査し、還付対象金額を指定の銀行口座にお振込みいたします。

●役場窓口で申請する場合

(1)一部負担金等を支払った領収書の原本を持参の上、窓口備え付けの「国民健康保険一部負担金等還付申請書(PDF)」か「後期高齢者医療一部負担金等還付申請書(PDF)」をご記入いただき、申請してください。

(2)申請いただいた書類の内容を審査し、還付対象金額を指定の銀行口座にお振込みいたします。

注1)お振込は8月以降となる見込みですので、あらかじめご了承ください。

注2)還付の決定通知等は発行いたしませんので、通帳等をご確認ください。

【一部負担金等免除証明書について】

7月1日以降、保険証のほか、「免除証明書」が必要とされておりますが、浪江町国民健康保険にご加入の方、及び浪江町に住所を有する後期高齢者医療保険にご加入の方について、免除証明書が不要となっており、保険証の提示のみで一部負担金等の支払が免除されます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の方は、ご加入の医療保険者(社会保険や健康保険組合、共済組合など)から発行していただく必要がありますので、お勤め先又は各保険者にお問合わせください。

●問い合わせ・・・

健康福祉班 国保年金係 TEL: 0243-62-0123

次ページへ続きます→

生活必需品セットの提供について

6月28日HP更新

町では、仮設住宅や県の借上げ住宅(特例含む。)に入居されている方や県内外のアパートなどに避難されている方に災害救助法に基づく生活必需品を提供しています。

■申請方法

①申請書に必要事項を記入し、郵送またはFAX(0243-22-4261)で申請。

②浪江町コールセンター(03-5638-5055)に電話で申請。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

※町指定の仮設住宅や県の借上げ住宅(特例含む。)に入居の方は、申請不要です。

■提供される生活必需品

カテゴリー	商品名	備考
衛生用品	リンスインシャンプー、石けん、歯みがき粉、トイレットペーパー、洗面器、ティッシュペーパー	一世帯あたり
台所用品	やかん(2.2ℓ)、両手鍋(26cm・20cm)、フライパン(26cm)、お玉、まな板、台所洗剤、スポンジ(2個組)、はし(5膳組)、包丁	
清掃	ほうき、ちりとり、物干し竿(3m)、洗濯用洗剤	
こたつ	こたつ	
その他	布団、掛けカバー、敷きカバー、タオルケット、茶碗、お椀、深皿、マグカップ、タオル	一人あたり

※すでに申請している方の申請は受理できません。

※配送商品の内容が若干変更になることがあります。

※申請書を提出してから、配送までにおおむね3週間程度かかります。

(配送の際には、業者から連絡があります。)

※生活必需品は、商品の選定(必要な商品だけ受け取ることは)できません。

●問い合わせ・郵送先・・・

〒964-0904

福島県二本松市郭内一丁目196-1(福島県男女共生センター内)

浪江町役場二本松事務所 住宅支援班 宛て FAX 0243-22-4261

浪江町コールセンター TEL: 03-5638-5055

双葉町からのお知らせ

警戒区域一時立入り受付コールセンター開設終了について

7月1日HP掲載

福島県では、福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域に、一時立入りを希望する方の申し込みを受け付けるコールセンターを開設しておりましたが、6月30日をもって終了いたしました。

なお、7月1日以降は双葉町において次のとおり受け付けしております。

- ◆電話番号 **0480-73-6925**
- ◆受付時間 午前9時～午後5時

●問い合わせ・・・

双葉町災害対策本部 TEL: 0480-73-6880

応急仮設住宅への入居募集について【第3回】

6月29日HP更新

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による被災者を対象とした、応急仮設住宅への入居者を次のとおり募集します。

●応募条件

自らの資力では住宅を確保できない方で、①に該当するかたのうち、次のいずれかの項目に該当する世帯の方が対象となります。

- ① 基準日(3月11日)以前から双葉町に住民票があった方、又は現に居住していた世帯
- ② 原子力事故による避難指示等が出ている地域で避難している世帯
- ③ 住宅が全焼、全壊又は流出した世帯
- ④ 居住する住宅がない世帯

●応募期間

平成23年6月29日(水)～平成23年7月17日(日)までの間、受け付けをします。

※窓口受付時間： 午前9時～午後5時まで

●対象物件

市町村名	間取り	募集戸数	備考
郡山市	1 K	1 3 戸	郡山市富田町字町田 1 1 番、 1 5 番
	2 K	3 9 戸	
	3 K	1 3 戸	
合 計		6 5 戸	

次ページへ続きます→

●**応募方法**

「双葉町仮設住宅等入居申請(抽選申込)書」に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。

直接お越しになれない場合は、申請書をファックス又は郵送にてお申し込みください。

※被災証明書、または災害証明書の写しを付けてお申し込みください。

※郵送の場合は、**7月17日(日)必着**

※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません。

●**選定方法**

選定は、先着順での取り扱いは行いませんが、応募者が多数の場合は、抽選とします。

なお、次の項目に該当する世帯は優先的に入居することができます。

- ① 75歳以上の者がいる世帯
- ② 重度の障がい等を有する者がいる世帯
- ③ 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
- ④ 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

※入居決定後に、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

●**入居時期**

平成23年7月下旬ごろから順次入居予定

●**入居期間**

原則として1年間。ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間。

●**入居にかかる家賃等の費用など**

- ① 住宅の家賃は無料です。駐車場は1世帯1台です。
- ② 家具等の生活用具は入居した世帯でご用意ください。
- ③ 電気、水道、ガス料金、食費などの必要経費は、入居者の負担となります。

●**入居に必要な書類**

・入居決定通知書 ・誓約書

●**その他**

抽選にもれた場合の個別通知は行いませんので、ご承知おきください。

「双葉町仮設住宅等入居申請(抽選申込)書」はホームページをご覧ください。

●**問い合わせ及び提出先…**

双葉町埼玉支所 総務課 TEL: 0480-73-6880 FAX: 0480-73-6926

災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給付について

6月28日HP更新

国の基準に基づき応急仮設住宅、借り上げ住宅、親戚等への仮住まい者の方々へ町から「衛生用品」「台所用品」「清掃用品」「入浴用品」等の生活用品を配送いたします。

つきましては、準備が整い次第、お知らせいたします。

●**問い合わせ…**

双葉町埼玉支所 産業振興課商工観光係

TEL: 0480-73-6880 FAX: 0480-73-6926

大熊町からのお知らせ

平成24年 大熊町成人式の予定について

7月1日HP掲載

大熊町では、平成24年 成人式の開催を以下のとおり予定しています。

開催時期 平成24年1月上旬
会 場 会津若松市内
該当者 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方

詳細が決まり次第、該当者にご案内します。

●問い合わせ・・・

大熊町役場 会津若松出張所 生涯学習課 TEL: 0242-26-3844(代表)

NPO法人の支援による生活支援物資の配給について

7月1日HP掲載

大熊町では、『NPO法人 ADRA Japan』様のご支援により、商工会に依頼して、生活支援物資の配給を実施させていただくことになりました。

配給を希望される場合は、添付資料等をご確認のうえ、申請してください。

●支援物資内容

(1)掃除機、(2)家具調コタツ、(3)コタツ布団セット、(4)物干し竿等、(5)布団乾燥機のうち3つを選んでいただき、配給します。

●申請対象者

平成23年3月11日現在で、以下の(1)、または(2)に該当し、かつ(3)に該当しない世帯

- (1) 大熊町に住民票を有する世帯
- (2) 住民票上同一世帯であっても、居住家屋等(大熊町内)が明確に異なる世帯
- (3) 居住家屋等が同一、生計が同一など、社会通念上、別世帯と見られない世帯

●申請方法

申請書に必要事項を記入し、大熊町商工会まで、郵送、FAX、持参にて、平成23年9月30日(金)までに、ご提出をお願いします。

申請書等は、7月中旬に世帯主の皆さまに、別件資料も併せて、郵送させていただきます。

●その他

- (1) 物資によっては、申請から配送まで数週間以上、お時間をいただく場合もあります。
- (2) 物資の配送は、各担当業者が責任をもって対応します。
- (3) 物資の配送前には事前に、担当業者からご連絡をします。
- (4) 本申請に係る情報については、町、商工会、担当業者にて情報を共有させていただき、本申請関係以外への利用は一切いたしませんので、予めご了承ください。

次ページへ続きます→

(5) 物資の内容、配送など、支援物資全般については、各担当業者までお問い合わせください。

(6) 物資以外の内容(本申請に関する事など)については、大熊町商工会までお問い合わせください。

《申請先》

大熊町商工会 生活支援物資配給係 (大熊町役場 会津若松出張所内)

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号
会津若松市役所 追手町第二庁舎内

FAX: 0242-29-5771

●問い合わせ・・・

大熊町商工会 (大熊町役場 会津若松出張所内)

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号
会津若松市役所 追手町第二庁舎内

TEL: 080-1662-1193、080-1662-1194

(受付時間 午前9時～午後4時 ※日曜、祝日除く)

富岡町からのお知らせ

保険証(国保・後期高齢)の更新について

7月1日HP掲載

○国民健康保険の有効期限は9月30日となっておりますが、有効期限前の9月中旬から下旬にかけて、連絡いただいている住所へ新しい保険証を役場からお送りいたします。

○後期高齢者医療の有効期限は7月31日となっておりますが、こちらも有効期限前の7月中旬から下旬にかけて、連絡いただいている住所へお送りいたします。

【ご注意】

- ・避難先の住所を変更された方は役場までご連絡下さい。
- ・更新について、申請等の手続きは不要です。
- ・現在、保険証をお持ちでない方、国民健康保険で有効期限の切れている方については再交付の手続きが必要ですので、役場国保年金係までご連絡下さい。

●問い合わせ・・・

富岡町役場 健康福祉課 国保年金係 TEL: 0120-33-6466

次ページへ続きます→

一部負担金免除証明書について

7月1日HP掲載

富岡町に住民票がある方で、国民健康保険または後期高齢者医療に加入されている方につきましては、7月1日からの「一部負担金免除証明書」は不要となりますので、手続きは不要です。保険証の提示のみで、引き続き免除を受けられます。

【ご注意】

- ・医療機関を受診の際には、「役場で免除証明書は不要と説明を受けた」とお伝え下さい。
- ・現在の免除期間は平成24年2月末日（入院時食事療養費については平成23年8月末日）となっております。
- ・避難先の市町村に転入された方につきましては、転入先の市町村にて免除証明書の申請手続きが必要になります。
- ・社会保険加入の方につきましては、役場ではなく加入している社会保険者からの発行となりますので、お勤めの事業所の保険担当者までご確認ください。

●問い合わせ・・・

富岡町役場 健康福祉課 国保年金係 TEL: 0120-33-6466

富岡町議会からの報告

7月1日HP掲載

○富岡町議会繰上げ閉会

三春町議会議事堂で開催した平成23年第2回6月定例会は、全ての案件が議了したことを受け 会期を1日早く繰上げ、6月29日（水）に閉会しました。

今回の定例会では、震災の影響により流会となった3月定例会に提案された議案と今後の災害対策に関する予算などを慎重に審議し、全て原案のとおり可決されました。

可決された主な議案は、19億6千万円の一般会計補正予算、町長等の給与を20%削減する条例改正、議員報酬を20%削減する条例改正の発議などです。

○仮設住宅を調査

定例会終了後、三春地区における仮設住宅を訪ね、住民間のコミュニケーション確保や高齢者・身体障がい者に対する住居環境について調査を行いました。

○議会のうごき

避難を余儀なくされている町民の健康や生活を守るため、原子力発電所事故の早期収束はもちろんのこと、定期的に生活支援金を支給するよう、7月上旬に国・県・東京電力㈱に対して要望活動を行います。

不審な電話や訪問にご注意ください

6月30日HP更新

いわき地区において、富岡町役場の住宅支援班を名乗り、電話をかけた後直接お宅を訪問して、口座番号を聞きだそうとする事例が発生しております。

町では、電話や訪問により口座番号を聞くようなことはありませんので、不審な電話や訪問がありましたら、役場または最寄りの警察へ連絡してください。

川内村からのお知らせ

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による特用林産物等の 損害賠償請求に係る説明会について

7月1日HP掲載

このことについて、県内のきのこ生産者が被った損害については、現在JAグループを通して請求手続きが進められていますが、それ以外の生産者である非系統出荷者を対象にした窓口が福島県きのこ振興協議会に設置され、損害額のとりまとめ等を行うこととなりました。

つきましては、別紙のとおり請求書類作成方法等に関する説明会が開催されますので、避難しているきのこ生産者等への周知についてご配慮願います。

なお、系統出荷者に対しては、別途説明会の案内があることを申し添えます。

●東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償に関する説明会日程

1 趣 旨

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故によって農業者が蒙った被害の損害賠償請求等の手続きを行うため、福島県農業協同組合中央会に「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会」(以下、「県協議会」)が設立されたが、非系統出荷者については、「福島県きのこ振興協議会」が窓口となり、関係機関と連携し、損害賠償対策業務を進めていくことになった。

そこで、今後の請求の進め方及び実際の手続き方法等について説明会を行い、栽培者の理解を求めることで損害賠償対策業務を円滑に進めることを目的とする。

2 主 催

福島県きのこ振興協議会(事務局:(財)福島県きのこ振興センター)
(024-947-2188)

3 対象者

県内のきのこ生産者で、個人、もしくは農協を通じ損害賠償請求を未だ行っていない者

4 日 時

開催月日	時 間	場 所
7月4日(月)	10:00 ~	福島県林業研究センター研修本館(郡山市)
7月6日(水)	10:00 ~	吉井田学習センター(福島市仁井田)
〃	14:00 ~	福島県立テクノアカデミー浜(南相馬市原町区)
7月7日(木)	10:00 ~	福島県棚倉合同庁舎(東白川郡棚倉町)
〃	14:00 ~	いわき市総合保健福祉センター(いわき市内郷高坂町)
7月8日(金)	10:00 ~	大江戸温泉物語湯屋あいづ(会津若松市神指町)
〃	14:00 ~	田島あたご館(南会津町)

※当日来れない方もいると思いますので、資料をホームページにアップします。

川内村道路別線量結果及び被災マップの作成

6月28日HP更新

川内村で管理する村道、農道、林道における放射線量の調査を村独自で実施し別紙のとおり作成しました。なお、道路の被災状況も併せてのせております。

しかしデータ量が多いため、PDF形式でアップいたします。

なお、インターネット環境でPDF形式を見られない方もいる事から、川内村役場及びビッグパレット仮役場でも閲覧可能に近日中調整しております。

いわき市からのお知らせ

東日本大震災による市県民税の減免について

7月2日掲載

東日本大震災により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる方について、申請により、平成23年度分の個人市県民税を減免します。

・減免対象者及び減免割合(次の(1)から(4)のうち、最も減免額の多いものとなります。)

(1)震災により次に該当した方

該当事由	減免の割合
死亡した方	全部
生活保護法に規定する生活扶助をうけることとなった方	全部
障害者となった方	10分の9

(2)震災で住宅または家財に10分の3以上の損害を受けた方のうち、前年の合計金額が1,000万円以下の方

前年の合計所得金額	減免の割合	
	損害が10分の3以上10分の5未満	損害が10分の5以上
500万円以下	2分の1	全部
500万円超750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超1,000万円以下	8分の1	4分の1

※保険金等により補填されるべき金額は、損害額から差し引かれます。

(3)震災で農作物に被害を受けた方のうち、その損失額が平年の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下でかつ農業以外の所得金額の合計が400万円以下の方

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	農業所得に係る市県民税の所得割額の全部
300万円超400万円以下	〃 10分の8
400万円超550万円以下	〃 10分の6
550万円超750万円以下	〃 10分の4
750万円超1,000万円以下	〃 10分の2

※農業災害補償法で支払われるべき農作物共済金額が、損失額から差し引かれます。

次ページへ続きます→

(4) 震災で廃業、休業、失業したことなどにより、平成23年中の所得が前年の合計所得金額の10分の3以上の減少が見込まれる場合で、平成23年度の市県民税の納付が困難であると認められる方のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下でかつ減少した所得以外の所得金額の合計が400万円以下である方

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	減少した所得に係る市県民税の所得割額の全部
300万円超400万円以下	〃 10分の8
400万円超550万円以下	〃 10分の6
550万円超750万円以下	〃 10分の4
750万円超1,000万円以下	〃 10分の2

※保険金、補償金、雇用保険の失業等給付金など補填されるべき金額は、平成23年中の所得金額に算入されます。

●問い合わせ・・・

市民税課 市民税第一係、市民税第二係 TEL: 0246-22-7426、7427

東日本大震災り災世帯等に対する一時住宅の提供(追加募集)

7月1日HP掲載

東日本大震災の「り災世帯」に対し、これまで2回にわたり、一時住宅の入居希望者を募集し、住宅の提供を実施してまいりましたが、一部入居の決定に至らなかった住宅があります。

これらの住宅への入居者を募集します。なお、今回が一時住宅提供にかかる**最終的な募集**になりますので、ご留意願います。

●提供する住宅・・・雇用促進住宅および応急仮設住宅

なお、民間の借上げ住宅は、今回の提供の対象とはなりません。

民間住宅をご希望の場合は、入居者が避難のために自ら手続きした住宅の家賃を公費で負担する「民間借上げ住宅の特例措置」の受付も実施していますのでこちらをご利用ください。

「民間借上げ住宅の特例措置」のページはホームページをご覧ください。

●問い合わせ・・・

東日本大震災に伴う総合窓口(一時提供住宅担当):いわき市文化センター2F

TEL: 0246-21-3723 0246-21-3724

次ページへ続きます→

いわき市 東日本大震災 合同追悼式の開催について

6月28日HP更新

東日本大震災により犠牲になられた方々を追悼するとともに、震災前よりも活力ある新生いわきに向けた創造的復興を誓うため、市民の皆様との合同による追悼式を次のとおり開催しますのでお知らせします。

●日 時

平成23年7月9日(土) 午後2時30分～(午後1時～開場)

●会 場

いわき市立総合体育館(いわき市平下荒川字南作100番地)

●次 第(予定)

- (1) 開式の辞
- (2) 黙とう
- (3) 式辞 いわき市長
- (4) 追悼の辞 遺族(代表)及び来賓(代表)
- (5) 献花 遺族及び来賓
- (6) 閉式の辞

注1)

御遺族の皆様には、把握できる限り個別に御案内状を郵送しますが、被災等の理由により現在のお住まいが震災前の住所地と異なるなどの場合、御案内状が届かないことがありますので、6月30日(木)を過ぎても御案内状が届かない場合には、お電話にて出欠をお知らせくださるようお願いいたします。

注2)

御参列は、各御遺族3名様程度でお願いします。

注3)

当日は、都合のつく服装で御参列ください。

注4)

この合同追悼式は、御遺族の方々のほか、広く市民の皆様の御参加により実施するものです。(御遺族でない方の御参列も可能です。なお、御参列に当たり、事前の連絡等は必要ありません。)

●問い合わせ・・・

いわき市 TEL: 0246-25-0500

郡山市からのお知らせ

農林水産物に関する緊急モニタリング検査結果

7月2日HP更新

県内各地で採取された農林水産物について、放射性物質に関する緊急時モニタリング検査が行われています。

郡山市では6月29日に採取された「バレイショ」及び30日に採取された「菌床ナメコ(施設)」並びに7月1日に採取された「菌床しいたけ(施設)」と「エノキタケ(施設)」が検査対象となり、その結果は次のとおり、いずれも食品衛生法上の放射性物質暫定規制値を超える値は検出されませんでした。

●測定結果

採取日	試料の種類	測定結果(単位:ベクレル/kg)		
		ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
平成23年6月29日	バレイショ	ND	ND	ND
平成23年6月30日	菌床ナメコ(施設)	ND	ND	ND
平成23年7月1日	菌床しいたけ(施設)	ND	ND	ND
平成23年7月1日	エノキタケ(施設)	ND	ND	9.6

※ NDとは、数値が低いため、検出できない状態であったことを示します。

<参考>食品衛生法上の暫定規制値(単位:ベクレル/kg)

放射性ヨウ素	放射性セシウム
2,000 (原乳は300)	500 (原乳は200) ※セシウム134、セシウム137の合算値

二本松市からのお知らせ

市長からの手紙 繁栄 希望 喜びに充ちた二本松【第61号】

7月1日HP掲載

皆さま、見えない放射能の恐怖の中でそれぞれ苦しみを内に秘めながら、けなげに明るく過ごしておる姿に接し、胸を打たれます。

どうかくれぐれも体を大切にされ、今後とも元気に過ごされるよう願っています。

放射性物質の放出量は、七十七万テラベクレル(ベクレルは放射線を出す能力の強さ、テラは一兆倍)に上り、一から三号機すべてで炉心溶融と原子炉貫通が起き、溶け落ちた燃料によって原子炉圧力容器が破損、原発で最も恐れる事態に至っている。

事故の深刻さにもかかわらず、政府の情報開示や対策が遅々として進まない事に非常に危機感を持っております。

校庭の放射能汚染土壌の除染や学校へのエアコンの設置等、二本松市が先行実施した事で、文部科学省もようやく対策に乗り出しました。

一刻も早い放射能の封じ込め、事態の収束と復旧、復興を国に求めています。

「放射線被ばくに安全値はない」というのが国際的合意事項です。

市として、市民の健康を守るために、実態を把握し、それを踏まえ、可能な限りの対策を講じて参ります。

さらに市民と子どもを守るため、サマーキャンプの実施に向けた検討や、放射線量測定器(フィルム・バッジ)の携行、学校や通学路の放射性物質の除染等を行い、市民の健康と安全、特に子供たちを守りたい。

市民の英知を結集して、この困難を乗り越え、さらに良い二本松を築いて参ります。

皆様のご協力をお願いいたします。

二本松市長 三保恵一

宮城県亘理町からのお知らせ

亘理町合同追悼式の開催について

7月4日HP掲載

東日本大震災で亡くなられた方々の慰霊を行うとともに、亘理町として亡くなられた方々へ、新たなまちの復興、再生を誓うことを目的として、亘理町合同追悼式を執り行います。

- ・日時 8月11日(木曜日)
- ・開場 午前9時
- ・開式 午前10時(遺族・親族の方)
- ・一般の献花 午前11時から午後1時(遺族・親族以外の方々)
- ・会場 亘理町立亘理中学校体育館(亘理町字沼頭1番地)
- ・参列者
 - 震災により亡くなられた町民及び町内で亡くなった方の遺族・親族
 - 町内の行方不明者の親族

次ページへ続きます→

●お願いとご連絡

- ・追悼式は無宗教・献花形式で執り行います。
- ・遺族等への個別案内はいたしませんのでご了承ください。
- ・遺族・親族以外の方々の献花は、追悼式終了後の午前11時から午後1時までとさせていただきます。
- ・香料、供花、供物等については、ご遠慮申し上げます。
- ・平服(普段着)でご参列いただいて結構です。
- ※駐車場は混雑することが予想されますので、乗り合わせてご来場願います。

●問い合わせ・・・

総務課 総務班 TEL: 0223-34-1111

※会場となる亘理中学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

亘理町の被害・避難状況

7月4日HP掲載

3月11日に発生した東北地方太平洋地震による亘理町の状況をお知らせします。

死者数 255人(7月2日現在)
行方不明者数 7人(7月2日現在)
負傷者 44人
火災 2件
避難者(待機者)数 15人(7月3日午後6時現在)

●避難所の状況

- ・亘理町働く婦人の家一時待機所 15人(7月3日に開設しました)
- ・亘理中学校避難所(7月3日で閉鎖しました)
- ・亘理小学校避難所(6月19日で閉鎖しました)
- ・亘理高校避難所(6月19日で閉鎖しました)
- ・吉田小学校避難所(6月12日で閉鎖しました)
- ・逢隈小学校避難所(6月17日で閉鎖しました)

福島県弁護士会からのお知らせ

震災・原発相談窓口設置について

6月27日HP更新

福島県弁護士会では、これまで無料電話相談や県内の各避難所への出張無料相談を行ってきましたが、あらたに震災・原発相談窓口(予約制・面談相談)を設置します。

相談料はかかりませんので、お気軽にご予約ください。

福島県弁護士会 震災・原発相談窓口

—相談時間30分・相談料なし—

受付フリーダイヤル(平日 午前10時～午後4時)

0120-700-791

7月1日(金)より予約受付開始します

●県内8カ所で相談実施予定

福島、二本松、郡山、白河、会津若松、猪苗代、いわき、相馬

※相談の曜日、時間などは会場によって異なりますので、ご希望に添えないこともあります。詳しくは、受付フリーダイヤルへお問い合わせください。

- 【福島】 福島法律相談センター (福島市山下町4-24)
- 【二本松】 福島県男女共生センター 第4研修室 (二本松市郭内一丁目196-1)
- 【郡山】 郡山法律相談センター (郡山市堂前町25-23)
- 【白河】 白河法律相談センター (白河市大手町3-10)
- 【会津若松】 会津若松法律相談センター (会津若松市追手町3-2-4 大手門ビル201号)
- 【猪苗代】 ホテルリステル猪苗代(予定) (耶麻郡猪苗代町大字川桁リステルパーク)
- 【いわき】 福島地方裁判所いわき支部 4階 弁護士控室 (いわき市平字八幡小路41)
- 【相馬】 相馬法律相談センター
(相馬市中村字桜ヶ丘56-1 TKウェルネス桜ヶ丘101号)

※ご予約の際にご希望があれば、相談会場への地図を、郵便でお送りすることもできます。

ふくしま建築住宅センターからのお知らせ

被災住宅補修・再建無料相談について

6月30日南相馬市HPより

一般財団法人「ふくしま建築住宅センター」では、被災された皆様からの住宅の補修・再建などの相談業務を無料で実施いたします。

●相談業務内容

相談内容例は下記のとおりです。

- ・基礎にヒビが入ってしまった。
- ・内装に日々が入ってしまった。
- ・瓦が割れた、ずれた。
- ・家が傾いてしまった。
- ・その他

1. 常時設置相談専用電話窓口

ふくしま建築住宅センター 本部 フリーダイヤル**0800-800-8553**

受付時間: 平日 8時30分～17時(土、日曜、祝日を除く)

2. 相談窓口 (フリーダイヤル**0800-800-3920**にご予約のうえ、お越しください。)

○現地相談所: 南相馬市原町区錦町1丁目25「アースム1階イベントコーナー」

受付時間: 10時～16時

- ・7月1日から7月31日までは、毎週水曜日を除き開設します。
- ・8月1日からは、週2回(毎週月曜、金曜)に開設します。

○現地相談

被災者からの要請に応じて、随時現地で相談に応じます。

(相談業務は、1級建築士が対応いたします。)

●問い合わせ・・・

一般社団法人 **ふくしま建築住宅センター** 福島市五月町4番25号

TEL: 024-573-0118 FAX: 024-573-0160

※ふくしま建築住宅センターのホームページはこちら→ <http://www.fkc.or.jp/>

三条市からのお知らせ

警戒区域一時立入りの送迎について

- 警戒区域への一時立入りについて
被災市町村から立入りする方へ立入りの1週間前に直接連絡があることとなっています。三条市では中継基地までバスで送迎を考えておりますので、被災市町村からご本人に立入りの連絡がありましたら、下記までお知らせくださるようお願いいたします。
- 自家用車の持ち出しの立入りについて
ご希望があれば中継基地まで送ることを考えております。持ち出しの申込みについては、被災市町村に直接申込みを行うようお願いいたします。

●問い合わせ・・・

三条市建設部建築課 担当:渡辺 TEL: 0256-34-5511 内線251

健康相談会の7月の相談日のお知らせ

健康に関する悩みや心配なことはありませんか。環境の変化、疲れ、ストレスなど様々な心身の悩みについてご相談をお受けします。申し込みは不要です。お気軽にご相談ください。

7月の 相談日	平成23年7月11日(月)	午前9時～11時30分
	平成23年7月19日(火)	午前9時～11時30分
	平成23年7月25日(月)	午前9時～11時30分
会 場	総合福祉センター 多目的ホール 控室	
内 容	看護師・保健師による個別健康相談	

●問い合わせ・・・

三条市健康づくり課 保健指導係 TEL: 0256-34-5511 内線721

イベント情報



■ 7.13 水害復興記念 アユ放流イベント ■

五十嵐川にアユの成魚を放流しませんか？

7.13水害から復旧した五十嵐川を
アユの群れる清流となるように、
皆さんの手でアユを放流してもらいます。

日時 7月24日(日) 午前10時から

会場 五十嵐川渡瀬橋上流右岸

※会場には、駐車場があります。また、会場まで福祉センターから車を手配します。
車をご利用になりたい方は、申込みの際にお知らせください。

参加費 無料

実施主体 五十嵐川に鮭を放流する実行委員会



参加を希望される方は、**7月14日(木)までに**、
下記まで電話でお申込みください。

●申込先 政策推進課 伊藤
TEL 0256-34-5511(内線745)



会場案内図

■ 夏休み！思い出づくりに！ 親子ものづくり体験教室 ■

簡単な模型づくりを通して、親子で一緒にものづくり、
普段とは違った親子の会話など、
夏休みの思い出になる特別な時間を過ごすことができます。

日時 8月6日(土) 9:00~11:40

会場 燕三条地場産業振興センター
メッセピア4階 大会議室

※会場までの交通手段は、各自での対応となります。(駐車場あり)

内容 ソーラープラネット製作

参加対象者 親子5組(子どもは小学校1~4年生)

参加費 無料

実施主体 日本労働組合総連合会新潟県連合会



参加を希望される方は、**7月22日(金)までに**、下記まで電話でお申込みください。

●申込先 政策推進課 伊藤 TEL 0256-34-5511(内線745)

イベント情報



■ 三遊亭金時師匠を迎えての ロータリーチャリティ寄席への招待 ■

三遊亭金時師匠を始めとする一門の皆さんの落語等の演芸で
楽しいひとときを過ごしてみませんか？

日時 8月28日(日) 14:00～16:00 ※開場13:30

会場 中央公民館 大ホール

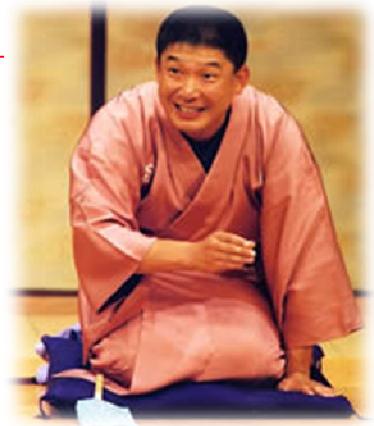
※会場には、駐車場があります。

また、会場まで福祉センターから車を手配します。

車をご利用になりたい方は、申込みの際にお知らせください。

入場料： 無料

実施主体： 三条・三条南・三条北・三条東ロータリークラブ



参加を希望される方は、**7月14日(木)までに**、下記まで電話でお申込みください。

●申込先 政策推進課 伊藤 TEL 0256-34-5511(内線745)

【三遊亭金時プロフィール】

昭和37年11月東京都新宿区生まれ。昭和61年、大学卒業と同時に父である四代目「三遊亭金馬」に入門。平成元年に二ツ目、平成10年には真打ちに昇進。平成12年にはNHK朝のテレビ小説“私の青空”にて春風和夫役で役者デビュー。平成16年文化庁芸術祭演芸部門新人賞、平成17年国立演芸場花形演芸大賞銀賞、平成18年国立演芸場花形演芸大賞金賞など受賞多数

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	富岡町:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号)
大熊町	0242-26-3844	双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
双葉町	0480-73-6880	浪江町:男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)
浪江町	03-5638-5055	川内村:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
いわき市	0246-25-0500	
川内村	024-946-8828	
郡山市	024-924-7101	
二本松市	0243-55-5102	

イベント情報



●おもてなしイベント情報

申し込みが必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

◆申し込み・問い合わせ・・・

政策推進課政策推進担当

TEL: 0256-34-5511 (内線745) FAX: 0256-34-7933

Email: seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期 日	時 間	内 容	会 場
毎週火曜日	18:30 ~ 21:30	サッカー教室	コロナ体育館
毎週金曜日	18:30 ~ 21:00	サッカー教室	南小学校グラウンド
7月8日(金)	14:00 ~ 15:00	南小学校児童の訪問・交流会【南小学校様】	総合福祉センター
7月9日(土)	10:00~ 14:00~	映画「育子からの手紙」鑑賞会【「育子からの手紙」三条上映委員会様】(※要申込)	中央公民館
7月9日(土)~10日(日)		南魚沼市観光ツアー(魚とし・木の芽坂)【南魚沼市様】	
7月10日(日)~12日(火)		南魚沼市観光ツアー(木の芽坂)【南魚沼市様】	
7月12日(火)~14日(木)		南魚沼市観光ツアー(越路荘)【南魚沼市様】	
7月14日(木)	9:30 ~ 11:30	健康づくり講習会【三条市老人クラブ連合会様】	厚生福祉会館 体育館

※南魚沼市観光ツアーの参加申込は、終了しています。

●学習支援ボランティアからのお知らせ●

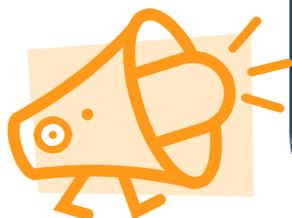
東三条駅近くの塾にて、被災された小学5年生～高校生までを対象に、**7月26日～8月20日**まで、夏季講習を無料で受け入れます。

- ・小学5年生……算数・国語
- ・小学6年生……算数・国語・英語
- ・中学1・2年生…数学・国語・英語
- ・中学3年生……5教科
- ・高校生………数学・英語・現代文・古典

★2学期以降も通常の半額で通学できます。

◆問い合わせ：学習支援ボランティア代表
FAX: 0256-38-7137

お知らせ



発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511